



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 7 1 号 令和 5 年 3 月 3 1 日発行

目 次

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5 2	令和 5 年 4 月 9 日執行の徳島県議会議員一般選挙における選挙運動に関し支出することのできる金額を告示する件	
5 3	令和 5 年 4 月 9 日執行の徳島県議会議員一般選挙における選挙運動に従事する者等に対し支給することができる実費弁償の額等を告示する件	
5 4	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数を告示する件	
5 5	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
5 6	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
5 7	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における選挙運動に関し支出すること
のできる金額は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	金 額
徳島	五、六六二、六〇〇円
鳴門	五、二二二、九〇〇円
小松島・勝浦	四、九二二、三〇〇円
阿南	五、一三七、一〇〇円
吉野川	五、二九四、七〇〇円
阿波	五、一六七、八〇〇円
美馬	五、一七七、九〇〇円
三好第一	四、七六六、二〇〇円
名西	四、九六二、九〇〇円
那賀	四、四六〇、三〇〇円
海部	四、五八二、七〇〇円
板野	五、五九五、八〇〇円
三好第二	四、八六九、二〇〇円

徳島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- 4 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき一万二千円
- 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
- 6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 基本日額 一万円以内

2 超過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号1、2及び3に掲げる額
- 2 宿泊料（食料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円以内

専ら法第百四十一条第一項第一号の規定により選挙運動のために使用される自動車

又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千円以内

専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円以内

専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円以内

徳島県選挙管理委員会告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一二、二八九人

徳島県選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六九、〇六八人

徳島県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、七八六
鳴門	一五、八一八
小松島・勝浦	一二、三一六
阿南	一九、八七二
吉野川	一一、二〇二
阿波	一〇、一八三
美馬	一〇、二六四
三好第一	六、九五七
名西	八、五三八
那賀	二、二五〇
海部	五、四八四
板野	二七、二四二
三好第二	三、八九二

徳島県選挙管理委員会告示第五十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六九、〇六八人